

## 専門高校リブランディング業務委託仕様書

### 1 業務の目的

本業務は、県立高等学校のうち専門高校を対象として、その教育内容の価値及び魅力を広く発信し、理解促進を図ることを目的とする。

本業務においては、専門高校の特色ある教育活動や学びの魅力、進路の広がり等について、分かりやすく効果的に発信することにより、将来の進路選択を担う児童生徒及びその保護者、教員をはじめとする幅広い層の理解を深める。

### 2 委託期間

契約締結の日から令和9年2月26日まで

### 3 業務内容

内容はイベントの企画及び実施等に関する業務とし、受託者は、本業務の目的を踏まえ、必要な企画、調整及び実施を自らの責任において主体的かつ一体的に行うものとする。委託者は、必要に応じて確認及び助言を行う。

なお、本業務は単独企業のほか、複数の事業者により構成される共同事業体（以下「共同事業体」という。）による参加を認めるものとする。共同事業体により参加する場合は、代表事業者を定めるとともに、各構成事業者の役割分担及び責任体制を明確にすること。

さらに、本業務の実施に当たっては、地域の実情やネットワークを十分に活用する観点から、県内事業者との連携及び活用に配慮すること。

#### (1) イベントの企画及び実施

専門高校の教育内容や特色が来場者に効果的に伝わるイベントを実施すること。

なお、イベントの企画に当たっては、児童生徒及びその保護者等のターゲットに応じた導線設計を行い、体験から理解、社会との接続、進路意識の醸成へと段階的に関心を深めることができる一体的な構成とすること。

##### ア 開催計画及び会場運営

県内で開催するものとし、必要に応じて複数回開催する。会場の選定、手続、関係機関との調整、会場設営及び当日の運営を行うこと。

また、来場者の回遊性及び滞在時間の向上に配慮した空間設計とし、混雑の緩和及び円滑な運営が図られるよう工夫すること。

##### イ 体験プログラムの企画・実施

参加者が専門的な技術・技能に主体的に触れることができる体験内容とし、教育的効果及び安全性の確保に配慮すること。

また、企業及び大学等との連携による実習体験やパネルディスカッション等を組み込み、専門高校における学びと産業・社会とのつながりが具体的に理解できる内容とすること。

#### ウ 広報の企画及び実施

チラシ配布を基本とし、SNS広告等を効果的に組み合わせ、ターゲットに応じた広報戦略を立案・実施すること。

また、イベント専用ウェブサイトを構築し、イベント概要、参加方法、各専門高校の特色等を分かりやすく発信すること。ウェブサイトはスマートフォンでの閲覧を前提とした構成とすること。

#### エ 参加申込及び受付

イベントへの参加申込みについては、専用ウェブサイト等を活用した事前申込制を基本とし、参加者情報の取得及び当日の円滑な運営に資する仕組みを構築すること。

また、申込時に取得した情報は、興味・関心等に応じた分析及び情報発信に活用できる形式とすることとし、あわせて申込者に対しては、SNS等のコミュニケーションツールへの登録を促し、リマインド通知や関連情報の提供等に活用すること。当日参加者についても、二次元コード等を活用した簡易な受付方法を導入し、待ち時間の短縮及び円滑な入場に配慮することとする。

さらに、時間帯別又はプログラム別の参加予約等により、来場者の分散及び体験機会の最適化を図ること。

#### オ 運営体制の整備

受付、誘導、体験補助等の体制を整備し、円滑な運営を行うこと。

また、企画、広報、運営、設営等の各業務について、実施体制及び役割分担を明確にし、統括的な管理の下で一体的に実施すること。

#### カ オンライン及びオンデマンドによる情報発信

対面イベントと連動したオンライン等による情報発信を実施し、来場が困難な層にも効果的に情報が届くよう工夫すること。

#### キ 入退場導線の設計

来場者の入場から退場までの一連の体験について導線を設計し、入場時の受付、会場内の回遊及び退場時のアンケート回答及び情報登録が円滑に行われるよう配慮すること。

退場時には、アンケート回答及びSNS等への登録を促す導線を設け、来場者の負担に配慮しつつ高い回収率を確保すること。

## ク 広報効果の測定及び分析

広報については、企画立案から制作、出稿、効果検証まで一体的に実施するとともに、次の指標を設定し、達成に向けた取組及び実績の検証・分析を行うこと。

- ・ 広告接触数（リーチ数）
- ・ イベント来場者数
- ・ 総参加者数（目標：1会場当たり1,000人以上）
- ・ 満足度
- ・ 専門高校に対する理解度
- ・ 進路意識の変化

## (2) 参加者情報の取得及び活用

イベントにおける参加者情報については、デジタル方式により取得し、適切に管理すること。取得した情報は、分析及び継続的な情報発信に活用できる形で蓄積すること。

### ア 情報取得及び管理

参加申込時及び当日受付において、参加者の基本情報及び興味・関心等の情報を取得し、適切に管理すること。

### イ SNS等との連携

取得した情報については、SNS等のコミュニケーションツールと連携可能な形で管理し、イベント後も継続的な情報発信が可能な仕組みを構築すること。

### ウ 情報発信

構築した仕組みを活用し、専門高校に関する入試情報、学校説明会情報、教育内容等について、参加者の関心に応じた情報を継続的に発信すること。

### エ アンケートの実施

来場者に対してアンケートを実施し、満足度、興味・関心、理解度及び進路意識の変化等を把握すること。

アンケートについては、事前及び事後の比較が可能となる設計とし、事業による意識の変化を定量的に把握できるよう工夫すること。

### オ 分析及び活用

取得したデータについては、来場者属性、興味・関心、行動傾向等の観点から分析を行い、本業務の効果検証を実施すること。

また、分析結果については、次年度以降の広報施策及び事業改善に活用できるよう課題及び改善提案を含めて整理するとともに、専門高校ごとの広報戦略や進路指導に活用できる形で整理すること。

#### カ 個人情報の取扱い

個人情報の取得及び活用に当たっては、関係法令を遵守し、利用目的を明示した上で適切に同意を得ること。

#### (3) 安全管理及び中止等への対応

イベントの実施に当たっては、安全管理計画を策定し、来場者及び関係者の安全確保に万全を期すこと。

さらに、天災、感染症の拡大その他やむを得ない事由によりイベントの実施が困難となった場合には、実施方法の変更又は中止を含め、委託者と協議の上、適切に対応すること。この場合においては、広報、参加者対応及び関係機関への連絡等についても、受託者において適切に実施すること。あわせて、対面開催が困難となった場合には、オンライン開催等への切替を含め、適切に対応できる体制を整備すること。

#### (4) 業務スケジュールの管理

本業務の実施に当たり、全体スケジュールを作成し、進捗管理を行うとともに、委託者と適切に共有すること。

#### (5) 再委託

本業務の実施に当たり、受託者は、その一部を第三者に再委託することができる。

ただし、再委託を行う場合には、当該業務の適正な実施を確保するため、受託者の責任において適切に管理及び監督を行うこと。

## 4 成果品

### (1) イベント関連

実施計画書、運営マニュアル、集客に係る広報物（チラシ等のデータ）、実施結果報告書、参加者情報データ

### (2) 分析関連

広報及びイベント実施に係る効果検証結果及び分析資料

### (3) 業務完了報告書

本業務全体の実施内容及び成果を取りまとめた報告書

## 5 委託限度額

委託限度額は、12,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。なお、委託料には、本仕様書に基づく業務の実施に必要な一切の経費（企画、運営、広報、会場設営、人件費、保険料その他必要経費、講師等の招聘に係る謝金、旅費、宿泊費その他これに付随する経費）を含むものとする。

## 6 その他

- (1) 本仕様書の内容は契約締結時点のものであり、執行段階において委託者との協議により変更する場合がある。
- (2) 本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者が協議の上、決定するものとする。
- (3) 本業務の目的達成のため、効果的と認められる手法や必要な業務については、積極的に提案し、委託者の承認を得た上で実施すること。
- (4) 本業務の実施に当たっては、別記1及び別記2の規定を遵守すること。
- (5) 本業務の遂行により知り得た秘密を、委託期間中はもとより、委託期間終了後においても第三者に漏らしてはならない。
- (6) 成果物に係る著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利含む）その他一切の権利は委託者に帰属するものとし、委託者は当該成果物を自由に加工及び二次利用できるものとする。
- (7) 受託者は、著作権、商標権等の権利関係について必要な確認を行い、権利侵害が生じないよう適切に対応すること。
- (8) 成果物は電子データで提出するものとし、委託期間終了後においても、委託者から提出を求められた場合は速やかに応じること。
- (9) 別記における用語の取扱い  
別記1及び別記2においては、「甲」は委託者を、「乙」は受託者をそれぞれ指すものとする。

## 別記 1

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第 1 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

#### (秘密の保持)

第 2 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

#### (収集の制限)

第 3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

#### (適正管理)

第 4 乙は、この契約による業務で知ることのできた個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

#### (利用及び提供の制限)

第 5 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

#### (複写又は複製の禁止)

第 6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報記録された資料等を甲の承諾なしに複写、複製してはならない。

#### (再委託の禁止)

第 7 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者に委託してはならない。

#### (資料等の返還等)

第 8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者の監督)

第9 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないなど、個人情報の保護に関して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(実地調査)

第10 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について随時実地に調査することができる。

(指示等)

第11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故報告)

第12 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

## 別記 2

### 情報セキュリティ関連業務特記事項

#### (基本的事項)

第1 乙は、情報セキュリティ対策の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、受託事業者が守るべき内容を十分理解するとともにこれらを遵守しなければならない。

#### (情報資産の取扱い)

第2 乙は、情報資産（複製されたものを含む。以下同じ。）を他へ持ち出す場合には、甲の許可を受けなければならない。

第3 乙は、重要な情報を記録した媒体を廃棄する場合、情報を復元できないよう消去を行った上、甲の許可を受けなければならない。

#### (機器等の取扱い)

第4 乙は、使用する機器、記録媒体等を第三者に使用されること又は情報を閲覧されることのないようにしなければならない。

#### (従事者への啓発)

第5 乙は、この契約による業務に従事している者に対し、情報セキュリティ対策について啓発しなければならない。

#### (異常時の報告)

第6 乙は、情報資産に対する侵害又は侵害の恐れのある場合には、直ちに甲に報告しなければならない。

第7 乙は、ネットワーク又は情報システムの誤作動等の異常を発見した場合には、直ちに甲に報告しなければならない。

#### (再委託の禁止)

第8 乙は、この契約による業務を行うための情報資産の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

#### (ソフトウェアの無許可導入・更新・削除の禁止)

第9 情報システムで使用する端末等におけるソフトウェアの導入、更新又は削除は、甲の許可がなければ行ってはならない。

#### (機器構成の無許可変更の禁止)

第10 情報システムを構成する機器の増設又は交換は、甲の指示がある場合を除いて行ってはならない。

(ネットワークへの無許可接続の禁止)

第11 乙は、ネットワークへの機器の接続又はネットワークに接続している端末等の他ネットワークへの接続は、甲の指示がある場合を除いて行ってはならない。

(コンピュータウイルス対策)

第12 乙は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 外部からファイルを取り入れる場合及び外部へファイルを提出する場合は、ウイルスチェックを行うこと。
- (2) 甲が提供するウイルス情報を常に確認すること。

(法令遵守)

第13 乙は、業務の遂行において使用する情報資産について、次の法令等を遵守し、これに従わなければならない。

- (1) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）
- (2) 著作権法（昭和45年法律第48号）
- (3) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

(実地調査)

第14 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務の執行に当たり実施している情報セキュリティ対策の実施状況について随時実地に調査することができる。